

<パンフレットの記載内容より>

課税所得145万円以上の高齢者に「3割」負担の受給者証が交付されました。しかし、収入が一定以下であれば、申請により「1割」の負担に軽減されます。

対象者・軽減内容

高齢者（原則70歳以上）の「受給者証」の「一部負担の割合」が「3割」で下表にあてはまる人

軽減対象となる収入額（年収）	軽減内容
原則70歳以上が2人の世帯： 520万円未満 原則70歳以上が1人の世帯： 383万円未満	○医療費負担の軽減「3割」⇒「1割」 ※医療費の負担上限額も軽減
原則70歳以上が2人の世帯： 520万円以上621万円未満 原則70歳以上が1人の世帯： 383万円以上484万円未満	○医療費の負担上限額が軽減 入院：1ヵ月80,100円以上⇒44,400円 通院：1ヵ月44,400円⇒12,000円 ※医療費負担は「3割」のまま ※軽減されるのは、2008年7月まで

※年収は原則70歳以上の高齢者のみの収入で計算します。

申 請

「基準額収入額適用申請書」で下記に申請します。

老人保健医療受給者証の人（原則75歳以上）	市役所・町役場（老人保健係）
高齢受給者証の人（70～74歳）	○国民健康保険は市役所・町役場 ○社会保険・国保組合は各保険者

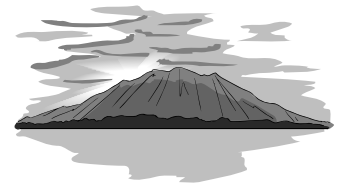
三重県保険医協会の講演会のご案内

と き **6月17日（日）** ◎開場 13:30 ◎講演 14:00～15:45

会 場 **四日市シティホテル**（近鉄四日市駅北口から250m）

講 師 **小 泉 武 夫 氏**
（東京農業大学応用生物科学部教授）

演 題 **食と日本人の知恵**



四方を海に囲まれた山紫水明の国日本には、規則正しく四季がめぐりまわってくるから、自然には年間を通して美しい変化があり、食べものにもそれぞれの季節に旬がある。そのような恵まれた気候風土の中で育ってきた日本人は、この国に独自の食文化をつくってきたが、その背景には、この民族の驚くべき知恵の発想があったからにはほかならない。講演では、昔から現代まで日本人が創造してきた幾つかの食にまつわる知恵をとりあげ、食に対して貪欲なまでの探究心と執念を生んだ背景を考え、そこからこの民族の知恵の発想がいかに理にかなったものであるかを述べる。

※入場無料ですが、参加ご希望の方は事前にお申込みください。（定員150名）

国民医療の充実・改善をめざす

三重県保険医協会

TEL.(059)225-1071
津市栄町3-269富士屋ビル4階

ホームページ <http://www.ztv.ne.jp/mie-hok> Eメール mie-hok@ztv.ne.jp

裏面もご覧ください